# 市街地開発事業等の取組について



# 無電柱化法第12条に基づく電柱の設置抑制の取組



○無電柱化の推進に関する法律 第12条

道路事業や市街地開発事業等が実施される場合には、電柱又は電線を道路上において新たに設置しないようにする

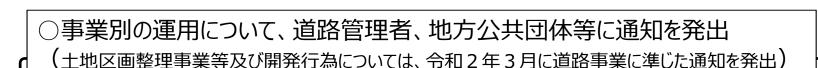


○道路法施行規則(平成31年4月1日改正)

道路事業や市街地開発事業等の実施に際し、技術上困難と認められる場所以外は新たな電柱設置を抑制

#### 【技術上困難と認められる場所】

- ・掘削の深さが浅い箇所
- ・延長が無電柱化するには短い箇所
- ・工事着手の<u>2年前までに通知されていない箇所</u>(電線管理 者の予算の確保、設計等の準備期間)
- ・構造その他の事情に照らし技術上困難と認められる場所(道路の幅員が著しく狭い、既設埋設占用物件が多数など)



道路事業

土地区画整理事業等

開発行為

R2.3

R1.9

直轄国道42kmについて、 電線管理者へ通知済み

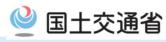
- 1405 / 508

他の道路へも展開

市街地開発事業等による整備予定路線について、都市計画決定時などの早い段階で電線管理者へ通知するよう、施行者・開発事業者への指導を徹底

R2.3

# 市街地開発事業等における無電柱化への財政的支援 🔮 国土交通省



市街地開発事業等における無電柱化に対しては、街路整備への補助 に加え、まちづくり関連の補助制度においても幅広い支援メニューを用意

### 《補助制度の概要》

# ●街路整備への補助

(無電柱化推進計画事業、社会資本整備総合交付金)

- ・主として都市計画道路における電線共同溝方式の無電柱化を支援。
- ・<u>令和3年度予算において、組合施行の土地区画整理事業等に補助対象を拡充予定(\*\*)</u>

(※)無電柱化推進計画事業

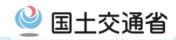
# ●まちづくりへの補助

(都市構造再編集中支援事業、社会資本整備総合交付金)

- ・主として生活道路(区画道路)における様々な方式(※)の無電柱化を支援
- ・民間事業者に対しては、地方公共団体からの間接補助が可能

(※) 電線共同溝方式、自治体管路方式、要請者負担方式、裏配線・軒下配線など

### 市街地開発事業等における無電柱の取組(事例)



様々な事業において、まちづくりの目的に応じた質の高い市街地整備のために無電柱 化を推進

#### 《都市の顔となる拠点形成》

駅周辺等の土地区画整理事業において、 都市の顔となる目貫き通りの無電柱化を実施



熊本駅西土地区画整理事業 (熊本県熊本市)



大分駅南土地区画整理事業 (大分県大分市)

### 《都市内幹線道路の整備》

土地区画整理事業等による都市計画道路の整備において、無電柱化を実施



城野駅北土地区画整理事業 (福岡県北九州市)



福井駅周辺土地区画整理事業 (福井県福井市)

### 《都市の有効高度利用》

市街地再開発事業による市街地更新において無電柱化を実施



三田駅前Bブロック地区 第一種市街地再開発事業 (兵庫県三田市)



守山銀座ビル地区 第一種市街地再開発事業 (滋賀県守山市)

### 《付加価値の高い住宅地の形成》

付加価値の高い住宅地整備を図る面整備において 無電柱化を実施

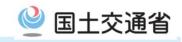


朝霞リードタウン(埼玉県朝霞市)

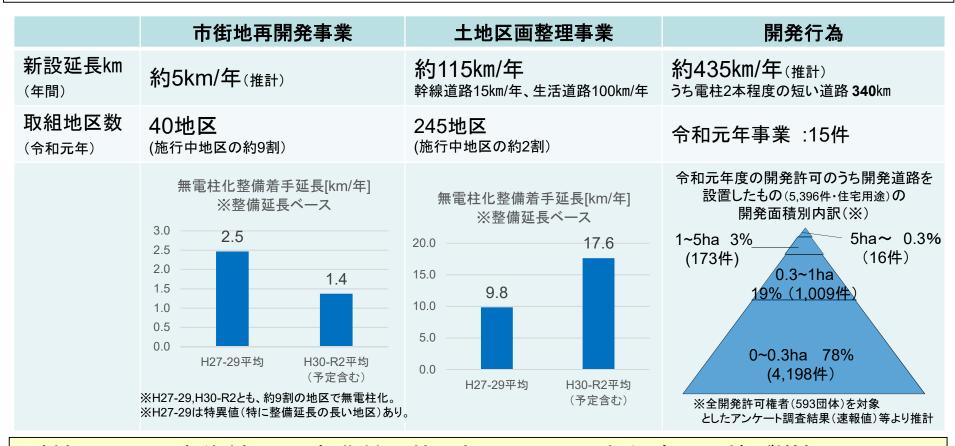


守谷市松並土地区画整理事業 (茨城県守谷市)

# 市街地開発事業等における無電柱化の実績と課題

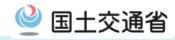


- 再開発では、施行中地区の約9割が無電柱化を実施しており、引き続き取組を推進
- 区画整理の無電柱化は施行中地区の約2割であり、取組地区の拡大が課題
- 開発行為は、地区の大多数を占める民間小規模事業への対応が課題



試算によると、市街地開発事業等に伴い年間1万5千本程度の電柱が増加しており、 一層の取組強化が必要

### 取組の方向性



#### 市街地開発事業等における無電柱化の取組の拡大に向け、様々な施策を複合的に展開

#### 優先的に無電柱化を推進する地区

大街区・大規模建築物 都市の拠点地区 幹線道路 好立地・好条件の住宅地



地区の拡大に向け積極的に推進

#### 無電柱化推進上課題がある地区

小街区、小規模宅地 住宅系市街地 生活道路 一般的な住宅地



整備コスト、時間コストの縮減に向けて取り組み

整備コストの減:多様な整備手法、低コスト手法の導入

▶ 時間コストの減:導入手法、関係者協議等のシステム化

#### 施策の展開

